特　記　仕　様　書

工　事　番　号	宮　下　２６　第　１４　号
工　　事　　名	須津第３処理分区マンホールポンプ設備更新工事
工　事　場　所	京　都　府　宮　津　市　字　　須　津　　地　内
工　　期	契約日の翌日　　～　　平成２７年３月２０日

第１章　総則

１　適用範囲

本特記仕様書は、宮津市に建設するマンホールポンプ設備に適用する。

本工事は、京都府土木請負工事必携（平成２２年４月)」を準用するとともに、宮津市財務規則により施工するものとし、「土木工事共通仕様書（案)」に定めのない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び財団法人　下水道新技術推進機構　下水道土木工事共通仕様書（案）を準用することとし、本特記仕様書、工事設計書、設計図面に基づき、これらに記載された機器類を製作して、市の性能試験又は、社内性能試験による書類検査に合格した後、現地搬入の上、試運転を行うものとする。

２　施工範囲

本工事の施工範囲は、上記の設計、製作、据付、配管、配線及び塗装工事ならびに試運転、調整、予備試験など一切を行うものとする。

~~また、上記工事に伴うコンクリート基礎、配管貫通部の削孔復旧など、~~付帯工事の一切も本工事範囲とする。

３　施工方法等

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第１条第３項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、

本工事数量変更による場合を除き変更の対象としない。

4　参考資料の取扱い

設計図書の他に添付する参考資料は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生じるものでない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

5　技術者等

本工事の施工にあたっては、建設業法に基づく主任技術者（監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者）及び工事請負契約書に基づく現場代理人等を適正に配置しなければならない。

なお、特定建設工事共同企業体が請け負う場合には、各構成員毎に技術者が必要であるので注意すること。また、現場代理人は技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のあるものを選任し、工事現場に常駐すること。

6　工期の設定

本工事の工期は、作業期間内の雨天日（降雨、降雪)、日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日等を見込んでいる。

7　公共事業労務費調査に対する協力

1）　本工事が宮津市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し宮津市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

2）　調査票等を提出した事業所を宮津市が事後に訪問して調査・指導を行う場合は、請負者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の経過後においても同様とする。

3）　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って、就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

4）　請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

8　建設業退職金共済制度の普及徹底

1）　工事請負契約を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入するとともに、

その発注者掛金収納書を、契約担当者に速やかに提出すること。

２）　請負者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。

９　現場技術業務委託

本工事の監督業務の一部を別途コンサルタント等に実施させる場合については、次によること。

１）　宮津市が現場技術業務を委託したコンサルタント等の監督に関する業務を行う現場技術員が監督職員に代わって施工上必要な指示、承諾、協議、立会等を行う際には、その事務に関する限りにおいては監督職員と同様に取り扱わなければならない。

２）　監督職員から請負者に対して指示または通知を行う場合は、現場技術員を通じて行うことがある。
なお、この場合は監督職員から直接指示または通知があったものと同様に取り扱う。

３）　請負者が監督職員に対して行う報告、通知等を現場技術員を通じて行うことができる。

４）　本工事を担当する監督に関する業務を行う現場技術員の氏名は、別に通知する。

10　準拠規格について

使用する機器材料は、下記の現行標準規格等に準拠するものとする。

但し、特に指定ある場合はこの限りではない。

１）　電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）

２）　機械設備工事一般仕様書（〃）

３）　日本工業規格（ＪＩＳ）

４）　日本電機規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

５）　日本電機工業会標準資料（ＪＥＭ）

６）　日本電線技術委員会標準資料（ＪＣＳ）

７）　電気設備技術基準（通産省令）

８）　内線規定（電気技術基準調査委員会編）

９）　電気設備工事共通仕様書（国土交通省）

11　承認図の提出について

市に担当技術者を派遣し、設計製作に関して詳細打合せを行い、技術的打合せの結果をもとに、本工事で使用する機器、機材及び施工方法について外形図、配線図仕様等を記した下記承認図を２部作成し提出すること。承認図により市の承認を受けた後に製作に着手すること。

（承認図）

（A）各機器外形寸法図、詳細図、構造図

（B）結線図及び接続図

（C）機器配置図、据付図

（D）施工図（各機器間の配管、電線の接続及び電線の種類、太さ、芯数、条数等を明記したもの）

（E）その他指定するもの。

~~12　機器材料の検査について~~

~~主要機器について立会検査を行う。対象は制御盤一式とし、当該費用は請負人の負担とする。~~

第２章　　機　器

１.ポンプ

（１）使用目的

本ポンプは、一般家庭汚水を揚水するものである。

（２）仕様

型　　式　　着脱式水中汚水汚物ポンプ(改良型ﾉﾝｸﾛｯｸﾞﾀｲﾌﾟ)

口径の100%通過

口　　径　　65mm
吐 出 量　　0.270m3／min
全 揚 程　　4.8m
電動機出力　　1.5kW
周 波 数　　60Hz
電　　圧　　200V
起 動 方 式　　直入
台　　数　　2台（うち１台は槽内洗浄装置付）

（３）構造

（ａ）本ポンプは、汚水を揚水するもので水中において連続運転に耐え、振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような堅ろうな構造とすること。

（ｂ）ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

（ｃ）ポンプケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに、腐食、摩擦を考慮した良質の鋳鉄製品とする。

（ｄ）ポンプ羽根車は、改良型ノンクロッグタイプで良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうで詰まりにくい構造とするほか、平衡を十分取ると共に表面を滑らかに仕上げること。

（ｅ）主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振動に対しても十分な強度を有すること。

（ｆ）軸受は、十分な支持容量を有し長時間の連続運転に耐え円滑な自己潤滑ができる構造とする。

（ｇ）軸封部は、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。またシール等の取替えは、容易に行える構造とする。

（ｈ）配管との接続フランジ寸法は、ＪＩＳ規格又は水道規格とする。

（ｉ）槽内洗浄装置は、洗浄時間20～50秒で調整できること。

（４）安全装置

異常温度上昇を検知するオートカット又はサーマルプロテクタを内蔵すること。

（５）使用材料及び塗装

使用材料及び塗装は次による。

主要材料

ケーシング（ＦＣ200程度)、　羽　根　車（ＳＣＳ13程度)、　ベルマウス（ＳＵＳ304)、
主　　軸（ＳＵＳ420J_2程度)、　吊上げチェーン（ＳＵＳ304）

塗装

ポンプ本体（タールエポキシ塗装)、　着脱装置（タールエポキシ塗装（ガイドパイプ除く））

（６）据付け

据付けにあたっては、水準器等によって芯出し調整を行うこと。

（７）他工事との区分

（ａ）別途土木との取合、区分

原則として機器据付に伴うコンクリート基礎、はつり、削孔部分の復旧工事は本工事に含む。

（８）付属品

水中ケーブル	各１式
ポンプ着脱装置	各１式
ガイドホルダ取り付け金具（SCS又はSUS）	各１式
吊上チェーン（SUS）	各１式
ベルマウス　（SUS）	各１式
特殊工具	１式

第３章　弁　類

~~1. 汚水用逆止弁~~

~~（１）仕様~~

~~型　　式　　ボール式逆止弁（ＪＩＳ　１０Ｋ）~~

~~口　　径　　６５㎜~~

~~台　　数　　２台~~

~~（２）構造~~

~~（ａ）弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれる構造とすること。~~

~~（ｂ）弁体は、開閉作動確実なもので、流水抵抗の極力少ない構造とすること。~~

~~（３）使用材料~~

~~弁　　箱（SCS13程度）、　ボ　ー　ル（NBR 程度）~~

２．空気抜き用逆止弁

（１）仕様

型　　式　　逆止弁（両端ﾈｼﾞｺﾐﾀｲﾌﾟ）

口　　径　　２５㎜

台　　数　　２台

（２）構造

（ａ）弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれる構造とすること。

（ｂ）弁体は、開閉作動確実なもので、流水抵抗の極力少ない構造とすること。

（３）使用材料

弁　　箱（SCS13程度)、　ボ　ー　ル（エボナイト　　程度）

~~３．汚水用仕切弁~~

~~（１）仕様~~

~~形　　式　　ボール弁（ＪＩＳ　１０Ｋ）~~

~~口　　径　　６５㎜~~

~~台　　数　　２台~~

~~（２）使用材料~~

~~弁　　箱（SCS13程度）、　ボ　ー　ル（SUS304程度）~~

第４章　　配　　管

１．ステンレス鋼管

（ａ）使用材料（既設）

ガイドパイプ~~（32㎜, SUS304TP, 20S　同等品）、揚　水　管（65㎜, SUS304TP, 20S　同等品）~~

（ｂ）工事範囲

ガイドパイプは、ポンプ本体から開口部まで~~とし、揚水管は、ポンプからマンホール出口まで~~とする。

ポンプ形状により既設位置が不適な場合はガイドフォルダ取付金具を付け直すなどの改造を請負者の責任で行う。

~~第５章　　バッフル~~

~~（１）仕様~~

~~材　　質　　ＦＲＰ~~

~~数　　量　　流入管φ150用　　1本~~

~~流入管φ200用　　2本~~

~~（２）機能~~

~~水面の波立ちによる水位計の誤動作を防ぎ、また、流入汚水が直接的にポンプ上部に振りかからないように流入口に取り付けるものとする。~~

第６章　　制　御　盤（老朽部品の更新　及び　改造）

（１）ポンプ制御盤

（ａ）仕様

型　　式　　ステンレス鋼板製装柱型~~（省スペース型　制御ユニット内蔵型）~~

監視通報装置内蔵

スペースヒータ、ファン付

~~外形寸法　　Ｗ４５０×Ｈ１，３００×Ｄ２５０　程度~~

面　　数　　１面

~~塗　装　色　　メラミン焼付け　茶色　Ｅ１５－３０Ｂ（５ＹＲ　３／１）同等色　全ツヤ~~

（２）主要取付器具

（ａ）内部表示灯　　~~制御ユニット（仕様は下記による）~~

~~停止遅延タイマ、バックアップタイマ、飛び越しタイマ内蔵型、~~電源、運転*２、停止*２、故障*２、異常高水位、水位計異常、~~運転時間、運転回数、電流値　他~~

（ｂ）外部接続端子　　商用電源、自家発電、ポンプ、水位計　他

（ｃ）外部警報　　自動通報（ＮＴＴ回線使用）

ポンプ場で異常が発生した場合は、一般加入電話回線にて指定された場所（16箇所以上）へ異常を通報するものとする。中央監視装置（パソコン）、ポケットベル、一般加入電話、FAXを通報先として設定可能なものとする。また、インターネットWebにてデータ収集及びデータ閲覧可能なシステムとする。

~~（ｄ）制御ユニット~~

~~外形寸法　　Ｗ３００×Ｈ２００×Ｄ８５　程度~~

~~電　　源　　電圧：200V±10%、　周波数：50/60Hz、　消費電力：15VA~~

~~使用環境　　動作温度：0~50℃、　保存温度：-10~60℃、　周囲湿度：30~85%R.H.（結露なきこと）~~

~~接点入力　　19点以上~~

~~浸水検知入力　　2点~~

~~監視装置用出力　　18点以上~~

（ｅ）機器構成部品　　今回交換する部品は次のとおりとする。また当該部品の更新並びに電気機器専用アレスタを１個追加するにあたっては、設置位置の再配置のほか、必要な配線工事を行うこと。

①集合表示灯電球	6.3V　1W＜電源、運転、停止、異常高水位、水位計異常＞	９個
②電磁開閉器	AC200V　Th6.6A	２個
③補助リレー	2N AC200V	１０個
④補助リレー	4N AC200V	４個
⑤タイマー（時限リレー）	AC100-200V/DC100-125V	３個
⑥交互リレー	AC200V	１個
⑦液面リレー（ﾌﾘｸﾄﾚﾍﾞﾙｽｲｯﾁ）	AC200V	１個
⑧進相コンデンサ	3 相 200V　30μF60HZ	２個
⑨ファン	AC200V　7W	１個
⑩回転灯用電球	12V　5W 球	１個
⑪電源用アレスタ	3 相 200V	１個
⑫電話回線用アレスタ	電話回線用	１個
⑬電気機器専用アレスタ	DC4-20mA	１個
⑭SV12 用ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ電池	7.2V　1800mA	１個

（３）他工事との区分

（ａ）別途土木工事との取合、区分

電気設備工事は、水中ポンプの２台の運転に必要な、動力引込み工事~~、幹線工事、接地工事、~~機器据付工事~~、自動通報装置~~に関する配線配管調整をすべて本工事に含む。

（ｂ）上記以外に本ポンプ場を運転監視するのに必要なすべての工事及び各官庁への手続きを行うこと。

~~第７章　　引込開閉器盤~~

~~1）数　　量　　１面（２窓）~~

~~2）形　　式　　ステンレス鋼板製屋外装柱形~~

~~3）外径寸法　　Ｗ５００×Ｈ８００×Ｄ２００Ｄ　程度~~

~~4）鋼 板 厚　　箱体・扉ｔ＝２．０㎜（ＳＵＳ３０４）~~

~~中板上部ｔ＝２０．０㎜（木板）~~

~~中板下部ｔ＝１５．０㎜（木板）若しくは２．３㎜（ＳＳ４００）~~

~~5）塗　　装　　メラミン焼付け　茶色　Ｅ１５－３０Ｂ（５ＹＲ　３／１）同等色　全ツヤ~~

~~6）主要取付機器~~

~~① 配線用遮断器（３Ｐ）　１個~~

~~② 配線用遮断器（２Ｐ）　１個~~

~~③ ３φ用WHM取付スペース　１式~~

~~④ １φ用WHM取付スペース　１式~~

~~⑤ テーブ端子　１式~~

第８章　　水　位　計

１　投込圧力式水位計

制御盤内の変換器にて付属ケーブルを介して、ポンプ槽内に設置した受圧部から送信される信号を検出する。それにより、接点の入り切りを行えるものとする。

受圧部材質（SUS304）、　付属ケーブル（φ8.1㎜同等）、　ケーブル延長（20ｍ以上）

２　フロートスイッチ

フロート（浮子）の転倒によりマイクロスイッチが動作するものとする。

フロート材質（PP樹脂）、　付属ケーブル（VCTFK0.75㎜2×3心同等）、　ケーブル延長（20ｍ以上）

第９章　施工計画書

１　施工計画書

１）　請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について施工計画書を、監督職員に提出しなければならない。請負者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は、維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、記載内容の一部又は全部を省略することができる。

（１）　工事概要
（２）　計画工程表
（３）　現場組織表
（４）　安全管理
（５）　指定機械
（６）　主要資材
（７）　施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
（８）　施工管理計画（出来形管理計画、品質管理計画等を含む）
（９）　段階確認、随時検査計画
(10)　緊急時の体制及び対応
(11)　交通管理
(12)　環境対策
(13)　現場作業環境の整備
(14)　再生資源の促進
(15)　その他

２）　請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更箇所がわかる変更計画書を提出しなければならない。

３）　監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第１０章　工事カルテ作成、登録

１　工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第１１章　施工体制台帳等

１　施工体制台帳

請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が、3,000 万円以上（建築一式工事 4,500 万円以上）になるときは、建設省令に従って記載した施工体制台帳（下請負契約書等添付）を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督職員に写しを提出しなければならない。

２　施工体系図

請負者は、第１項に示す公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

３　監督職員が必要と認めた工事

下請契約の請負代金額が 3,000 万円未満（建築一式工事、4,500 万円未満）の工事であっても、監督職員が必要と認める工事については、施工体制台帳（下請負契約書等添付）及び施工体系図を監督職員に提出しなけらばならない。

第１２章　施工管理

１　施工管理

１）　請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質、工程、安全等の施工管理を行なわなければならない。

２）　本工事は、仕様書、設計図面及び打合せ等で示された機能を完全に発揮させるよう施工しなければならない。
尚、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、法規上又は施工上又は目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工しなければならない。

３）　請負者は、本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、市の監督職員と協議し監督職員の決定に従わなければならない。

４）　請負者は工事施工上必要に応じて機器の据付位置、及び据付方法、配線等を記した施工図を提出し、市の承認を受けたのち施工しなければならない。

２　施工管理体制の確立

請負者は、契約図書に適合するように工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

３　施工管理基準等の作成他

請負者は、京都府が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」（案）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事施工監理指針」、「電気設備工事施工監理指針」及び「機械設備工事施工監理指針」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を請負者の責任と費用により直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第１３章　工事中の安全確保

１　安全技術指針

請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設省大臣官房技術審議官通達、平成１０年３月１９日）、建築工事安全施工技術指針（平成

７年５月２５日　建設省営監発第１３号）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成６年１１月１日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、事故・災害の防止に努めなければならない。

２　監督職員及び管理者の許可

請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

３　建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守

請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成５年１月１２日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

４　指定建設機械

本工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、請負者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

５　既設構造物の措置

請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、必要な措置を施さなければならない。

６　防災体制の確立

請負者は、豪雨，出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

７　立入禁止の措置

請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

８　安全巡視

請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

９　現場周辺の美装化

請負者は、請負者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するととも

に、現場周辺の美装化（イメージアップ）に努めるものとする。

10　安全研修・訓練等

請負者は、請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達、平成４年３月１９日）及び建設工事の安全対策に関する処置について（建設大臣官房技術調査室長通達、平成４年４月１４日）により、工事着手後、作業員全員（現場代理人、主任技術者等含む）の参加により月当り、半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

11　関係官公署等との連絡

請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事の安全を確保しなければならない。

12　工事関係者連絡会議

請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13　特定元方事業者等の講ずべき措置

監督職員が、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第３０条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定により請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。

14　安全確保の優先

請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15　工法及び工程の配慮

請負者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

16　第三者等の安全確保

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。

第１４章　爆発及び火災の防止

１　爆発等の防止の措置

請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

２　火薬類の使用計画書

請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。

３　野焼の禁止

請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。ただし、軽微なものを野焼をする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。

４　指定場所以外の火気の使用禁止

請負者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

５　火気の使用禁止表示

請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

第１５章　跡片付け

１　跡片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものをのぞく。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

なお、これらの費用は請負者の負担とする。

第１６章　事故報告書

１　事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、工事事故報告書を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出しなければならない。

第１７章　環境対策

１　周辺地域の環境保全

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和５１年３月２日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２　環境問題に関する苦情

請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

第三者から環境問題に関する苦情に対して、請負者は、第 14 章第５項及び第７項の規定に従い対応しなければならない。

３　第三者への損害

監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。

~~第１８章　文化財の保護~~

~~１　文化財を発見したとき~~

~~請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。~~

~~２　埋蔵物の権利の保有~~

~~請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。~~

第１９章　交通安全管理

１　安全施設類等設置計画書等

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画書を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

２　公衆に供する道路使用

請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

３　関係機関との打合せ

請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

４　安全対策

請負者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年１２月１７日総理府・建設省令第３号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和３７年８月３０日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和４７年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

５　工事用道路を使用する場合

請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理及

び補修を行うものとする。

6　工事用道路の使用等計画書

請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に、当該道路の新設、改良、維持、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。

7　請負者の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。

8　工事用道路の供用

請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

9　工事用道路の使用上の注意

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

10　水上輸送によるとき

工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用するものとする。

11　　安全対策費

1）当初より積み上げ計上した場合

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

.

配置場所	交通誘導員	編　　成
府道歩道	３人（１名/日）	交通誘導員 B

２）設計変更で積み上げ計上する場合

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

12　交通誘導員

~~交通誘導員については、計上していないが、~~道路管理者、所轄警察等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合には、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

~~13　交通誘導員の交替要員を設ける場合~~

~~交通誘導○○箇所については、作業中は交通誘導員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮すること。~~

~~14　交通切替えの場合~~

~~現道上における交通処理の切替え回数は、○回としている。~~

~~15　切りまわし道路の切替え時期~~

~~切りまわし道路の切替え時期は、平成○○年○○月末を予定している。~~

第２０章　諸法令の遵守

１　諸法令の遵守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行わなければならない。

２　諸法令に違反した場合

請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

3　計画等の不適当

請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督職員に報告し、確認を求めなければならない。

第２１章　官公庁等への手続等

1　関係官公庁等との連絡

請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2　関係機関への届出等

請負者は、工事施工に当たり、請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、請負者の責任と費用負担において法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3　監督職員への報告

請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

4　地域住民との紛争

請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

5　苦情があった場合

請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

6　地域住民等との交渉

請負者は、地方公共団体、地域住民等と施工上必要な交渉を、請負者の行うべきものにつき、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

7　交渉等確認

請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報

告し、指示があればそれに従うものとする。

８　関係法令に基づく検査

請負者は、関係官公庁及びその他の関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務等を請負者の責任と費用負担において、提供しなければならない。

第２２章　施工時間の変更

１　施工時間が定められている場合

請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

２　施工時間が定められていない場合

請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第２３章　工事現場発生品

１　再生資源利用促進（再生資源利用促進法、平成３年４月２６日・同施行令平成３年１０月２５日）

請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設省事務次官通達、平成１０年１２月１日)、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年１０月２５日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

２　再生資源利用計画の作成等

１）　請負者は、工事を施工する場合においてあらかじめ再生資源利用計画を作成すること。

なお、再生資源利用計画は施工計画書に含めて提出するものとする。

２）　再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めること。

ア　土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材毎の利用量

イ　前記アの利用量のうち再生資源毎の利用量

ウ　前記イに掲げるもののほか再生資源の種類毎の利用量

3）　請負者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督職員に提出すること。

3　再生資源利用促進計画の作成等

1）　請負者は、工事を施工する場合においてあらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

なお、再生資源利用促進計画は、施工計画書に含めて提出すること。

2）　再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めること。

ア　指定副産物の種類毎の搬出量

イ　指定副産物の種類毎の再資源化施設又は他の工事現場への搬出量

ウ　前記イに掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3）　請負者は､再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督職員に提出すること。

4　提出書類様式

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用計画書（実施書）を使用すること。

5　提出方法

作成した再生資源利用計画書（実施書）は、１部は自社で工事完成後１年間保管し、計画書は１部、実施書は２部を監督職員に提出すること。

第２４章　産業廃棄物の搬出

1　産業廃棄物の適正な処理

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。

2　委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。

第２５章　残土処理計画書・報告書の作成

１　残土処理計画

請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ残土処理計画書を作成すること。

なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

２　残土処理報告

施工後は、残土処理報告書を監督職員に提出すること。

第２６章　廃棄物処理計画書・報告書の作成

１　廃棄物処理計画

請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ廃棄物処理計画書を作成すること。

なお、廃棄物処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

２　廃棄物処理報告

施工後は、廃棄物処理報告書を監督職員に提出すること。

第２７章　写真管理

１　写真管理

写真管理については、写真管理基準（案）によるものとするが、特にデジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によること。

１）　写真管理に使用する機械は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材として、デジタルカメラについては有効画素数１３０万画素以上、プリンターについてはフルカラー６００ｄｑｉ以上、インク・用紙等については通常の使用条件の下で３年間程度に顕著な劣化が生じないこと。

２）　工事写真は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、Ａ４版で作成すること。

３）　ネガの代替えとして電子媒体（MO等）により提出するものとする。

４）　その他の事項については、監督職員と協議すること。

第２８章　標準操作方式の使用

~~１　バックホウ~~

~~バックホウは、標準操作方式のバックホウを使用するものとし、建設省指定ラベル（緑色）又は、「(社）全国建設機械器具リース業協会発行のラベル等」を貼付したバックホウを使用すること。~~

２　移動式クレーン

工事の施工にあたり、平成６年１０月１日以降に製造された移動式クレーン（クローラクレーン、トラッククレーン、ホイルクレーン）を使用する場合は、指定ラベル「(社）日本建設機械化協会」を貼付した移動式クレーンを使用すること。

なお、使用クレーンの製造年月日が確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

第２９章　低騒音型・超低騒音型の使用

~~１　当初設計から指定された建設機械を使用する場合~~

~~本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であり施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械指定要領（建設省）に基づき指定された建設機械を使用すること。~~

~~２　現場状況により指定された建設機械を使用することが考えられる場合~~

~~本工事の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械指定要領（建設省）に基づき指定された建設機械の使用を考えていないが、現場の状況により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

３　超低騒音型を使用する必要がある場合

本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であり、施工に当たっては超低騒音型の建設機械を使用すること。

第３０章　排出ガス対策型建設機械

１　排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成９年１０月３日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装置した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

ただし、請負者の都合による場合を除き、これにより難い場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第３１章　過積載の防止

１　過積載の防止

１）　積載重量制限を越えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２）　さし枠装置車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。

３）　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

４）　建設発生土の処理、骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

５）　さし枠装置車、不表示車等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。

６）　過積載車両、さし枠装置車、不表示車等からの土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

７）　取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装置車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。

８）　１）から７）について、下請契約における受注者を十分指導すること。

第３２章　工事測量

１　測量の実施

請負者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮ＢＭ）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

２　測量標（仮ＢＭ）の設置

請負者は、測量標（仮ＢＭ）の設置に当たって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。

３　工事用測量標の移設

請負者は、用地巾杭、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。なお、用地巾杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

４　仮設標識の設置

請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

５　既存杭の保全

請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

~~６　試験掘り~~

~~本工事の施工区域は、他機関等が管理する地中埋設物（上水道・電話・ガス）が存しており、当初設計においては、後発する水道工事との同時施工を見込み、上水道に係る仮設配水工等を計上している。このため支障埋設物を確認し、仮設配水工等の仮設工法を必要とする範囲を精査するために請負者の責任において、原則マンホール計画箇所付近を試掘し、その結果を発注者に報告すると共に仮設工法の実施にあたり発注者と協議すること。~~

７　責任と費用負担

本条で規定する事項については、請負者の責任と費用負担において行わなければならない。

第３３章　保険の付保及び事故の補償

１　保険の加入

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２　適正な補償

請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

第３４章　アルカリ骨材反応抑制対策

１　対象工事

コンクリート及びコンクリート工場製品を使用する全ての工事。ただし、仮設構造物のような長期の耐久性を期待しなくともよいもののみの工事は除く。

２　アルカリ骨材反応抑制対策

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。

~~第３５章　土木コンクリート構造物の品質確保~~

~~１　コンクリートの水セメント比~~

~~本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とするものとする。~~

~~ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。~~

~~また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等の検討を行い、監督職~~

~~員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。~~

~~2　スペーサー~~

~~請負者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとする。~~

~~スペーサーは、構造物の側面については原則１㎡につき２個以上、構造物の底面については原則１㎡につき４個以上を設置するものとする。~~

~~なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。~~

~~また、出来形管理写真については、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「鉄筋・無筋コンクリート工ー配筋」の頻度で撮影することとする。~~

第３６章　工事現場における標示板の設置

１　請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和３７年８月３０日）に準じて作成するものとし、記載項目のうち、「工事の目的」については、以下によるものとする。

・この工事は、公共下水道施設のマンホールポンプ設備を更新する工事です。

２　「工事の目的」については、別紙「標示板の記載例」及び「工事目的の記載例」を参考に必ず記載すること。

~~第３７章　レディーミクストコンクリート施工の品質管理~~

~~スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。~~

~~第３８章　コンクリートミキサー車の過積載防止対策等~~

~~請負者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければなら~~

~~ない。~~

~~また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる集計表を検査時に提出しなければならない。~~

第３９章　段階確認及び随時検査

請負者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認及び随時検査を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認及び随時検査の実施時期、実施箇所は監督職員が定めるものとする。

~~第４０章　下水道工事管内検査について~~

~~管路内の状況確認について、管渠内調査用TVカメラを使用しTVカメラを移動しながら直視または側視の映像をモニターテレビに映し出し目視検査すると共に、必要事項を明記した映像を記録媒体に保存し提出することとする。側視回数については、20mに一回の割合で行うものとする。~~

第４１章　その他

~~１　路面復旧について~~

~~請負者は、目的物引き渡し後も本復旧が完了するまでの間、路面の保守管理を行うものとする。~~

２　事前調査について

請負者は、工事着手前の路面の沈下、亀裂並びに周辺家屋等構造物のひび割れ、傾斜等の状況（寸法・傾きなど）を写真（ハイビジョン動画も可）に撮り、また、擁壁、犬走、側溝等の天端高を計測した記録をあらかじめ発注者に提出するものとする。

なお、工事開始後において、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物等の損害等が生ずる恐れがあると認められる場合で、事前の調査を請負者の責任において実施する場合は、工損調査等の業務に関し、７年以上の実務経験を有する者、又は補償業務管理士（事業損失部門　必須）を有する補償コンサルタント会社に請け負わせることとし、損害が生じた建物等の調査及び費用負担額の算定並びに費用負担の説明など、その後の調査の妨げにならないよう適正に執行しなければならない。

3　本設計書及び特記仕様書等に記載していない事項において疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、解決すること。
また、協議については、後日内容が確認できるよう書面にて提出をすること。

~~4　現場発生土の取り扱いについて~~

~~①京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、土砂等を発生させる者の責務として、土壌調査を実施するとともに、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図、土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び計量法（平成4年法律第51号）第1-2-2条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書面（測定方法を明示したものに限る。以下「土壌分析結果証明書」という。）など、請負者は土砂を発生させる者の責任において必要な資料を作成すること。~~

~~②監督職員立会のもと75㎥に1回程度試掘を行い、目視のほか、建設発生土利用技術マニュアルによる土質区分を判定し、第2種以上の良質土については流用するものとし、建設発生土利用計画を作成する。なお、設計と異なる埋戻し材を使用する場合は監督職員と協議すること。適宜、設計変更の対象とする。~~

~~③残土処分は、自由処分としているが、契約後において公共工事間流用などの対象工事となりえる場合は、指定処分することとし、設計変更の対象とする。~~

~~5　他工事との調整について~~

~~近隣において実施されている若しくは実施される工事が当該工事路線を利用する場合など双方が支障となる恐れがある場合は、十分調整を図らなければならない。~~

~~本工事区間には、下水道管布設に支障となる水道管が存しており、当該支障管路の移設については、別工事で配水管、給水管及び仮配水管の工事を計画している。水道管移設を伴う区間の施工にあっては、水道移設工事の請負者と十分に工程調整を行い、トラブルが起きないよう連携を密に図り、円滑な工事進捗に努めること。~~

~~※1 近接工事名：①配水管布設替工事（宮村）、②宮津第６処理分区関連水道移設工事、③宮津第６処理分区管渠整備工事（宮下線 26~~

~~第２号）~~

~~※2 ③の工事は、本工事区域の下流区間の工事となるため、取り合いのほか工期が重複するため、水道工事と同様に、工程及び交通規制など、各請負者と連携を密に図り、円滑な工事進捗に努めること。~~

6　主任技術者又は管理技術者の専任を要しない期間（請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事である場合にあっては、5,000 万円）以上の場合）

①現場施工に着手するまでの期間

（イ）現場施工に着手する日が確定している場合

請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

（ロ）現場施工に着手する日が確定していない場合

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

②検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成した日を確認した日とする。

7　安全に関する研修・訓練等の実施について

請負者は、土木工事共通仕様書（案）の１－１－３４「工事中の安全確保」の１０から１２に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を１回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約にかんすること。

（２）労働関係法令にかんすること。

８　環境等の保全について

・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等をしようすること。

・流末の水環境の保全をはかること。

・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元と十分に調整の上、工事を実施すること。

~~**・当該地域は住居地のほかに店舗など商いに供する土地があり、開削工及び推進工により当該地先を使用することになるため、紛争が生じることなく、工事が円滑に行えるよう貴社の責任において地域住民等と十分に調整の上、工事を実施すること。**~~

９　**公共基準点の管理保全について**

請負者は、工事区域内の測量基準点について、宮津市公共基準点管理保全要綱を遵守して、公共基準点の管理保全に努めなければならない。

~~10　**薬液注入工法について**~~

~~本工事における薬液注入工法の実施に当たっては、国土交通省所管の通達「薬液注入工法に係る施工管理について」及び「薬液注入工事係る施工管理等について」並びに「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」を遵守しなければならない。~~

~~また、施工にあっては、次のとおり管理しなければならない。~~

~~・着手前に施工計画書を提出すること。~~

~~・当該工法に係る現場責任者は薬液の性質、薬液注入後の土中における薬液の挙動、注入機械の機能と操作、薬液注入工事に関する暫定指針等を熟知し、責任者として現場で直接施工または監督した経験を有する者であることとし、それを証する経歴書を提出すること。~~

~~11　立坑及び小口径推進工法について~~

施工は、設計図書等に基づき工事内容を把握して、必要に応じて試験掘り、土質調査を補足して行い、支障物件、地形条件、環境条件等を調査して、十分な技術検討を行うこととし、適正な施工計画書を監督職員に提出し、適切に施工管理しなければならない。

12　技術管理費について

（１）　品質管理基準（案）に該当する試験費については共通仮設費率に含んでいる。従って、必須項目の他にその他項目についても共通仮設費率に含んでいる。

「土木工事施工管理基準（案)」（品質管理基準）及び「下水道土木工事施工管理基準（案)」（品質管理基準）に係る必須項目に係る試験ついては、全項目実施しなければならない。

~~（２）　当該施工区間は、全域で地震動による液状化が見込まれるため、液状化対策工法を採用している。~~

~~開削工のうち自然流下区間は、リブ付硬質塩化ビニル管を使用し、砕石基礎のほか、路体及び路床の埋戻材も全て砕石する。~~

~~使用材料の選定にあっては、粒度分布 D_{40}1mm 以上、D_{50}10mm 以上の砕石が推奨されているため、管内で該当する砕石が入手可能な場合は、積極的にこれを使用すること。~~

~~また、適切な効果発現を得るため、施工にあっては次のとおり締固め度(推奨値)で施工しなければならない。(最大乾燥密度による)~~

~~・砕石基礎　　90%以上　　・路体　　90%以上　　・路床　　90%以上~~

~~※各締固め土の管理値は、現時点の推奨値である。施工にあっては、契約時の推奨値で管理すること。~~

~~施工路線を大別すると、府道、市道、農道がある。表層工、上層路盤工及び下層路盤と併せて、それぞれ全３箇所以上で各層の現場密度を測定すること。~~

~~（３）　掘削残土については、流用の有無にかかわらず、路床部、路体部の埋戻土としての適否(土質区分)を判定しなければならない。~~

~~品質管理基準（案）に基づき、その他区分のうち、次の試験項目について必ず実施しなければならない。~~

~~・土の粒度試験~~

~~・ヨーン指数の測定~~

~~なお、ヨーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標として、土質区分を判定した結果、第１・２種建設発生土と区分される場合であって、流用土埋め戻しを採用する場合は、施工管理に必要な数値を得るための試験（品質管理基準（案）の工種「道路土工」－種別「材料」－試験区分「その他」記載の各試験項目）について、品質管理基準（案）に基づき実施しなければならない。~~

~~（４）　試験成績表等による確認欄が「○」であっても、監督職員の指示があれば、実施しなければならない。~~

13　工事日報について

・工事内容とその他必要事項を記載した工事日報を提出すること。

14　試験調整について

・現場据付工事完了後、監督職員の立会いのもとに、各機器設備の単体試験及び総合試験を行い、設備機能が完全に発揮できるように調整すること。

15　竣工検査について

・本工事の完成に当たっては、必要に応じ関係官公署及び電力会社等の検査を終了し、合格した後に市の竣工検査を行うこととし、検査時には機器及びその他の試験成績書を提出すること。

16　保証期間について

・万一保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、請負者は当市の指定すべき期間内に無償で、取替、又は修理すること。

17　完成図書について

・請負人は工事完了後、下記の図書を整備し製本の上提出すること。

（１）施設設備完成図書…… ２部

（２）主要機器取扱説明書…… ２部

（３）維持管理に必要な運転要領書、説明図書…… ２部

（４）工事写真…… １部

（５）各種機器試験成績表…… １部

（６）施工に伴う試験成績表、測定結果表…… １式

（７）諸官署ほか提出書類控…… １式

（８）その他市の指定するもの…… １式

※（１）～（３）までは、まとめて金文字黒表紙で製本(２部)すること。

18　運転方案

○概要

・マンホールポンプ場は無人運転となるため、汚水ポンプは自動運転とする。

・現場にて手動運転ができるものとする。

・異常発生時の警報通報及び運転状態等の伝送は、電話回線を用いた自動通報装置をマンホールポンプ制御盤内に設置し、各通報先に音声通報する。

19　操作方案

○マンホールポンプ

・運転操作は、マンホールポンプ制御盤面の単独操作及び自動運転とする。

・自動運転の場合は、未発機自動切換回路及び故障機飛び越し運転回路を設ける。

○自動通報装置

・異常発生時の警報通報は、自動通報装置による。

20　製品~~（工場）検査~~について

~~・製品（工場）検査申請書及び対象設備の検査方案を提出し、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。~~

~~・工場検査完了後は、報告書、指摘事項の処理報告書及び試験成績書を遅滞なく提出すること。~~

・主要機器、材料は、機器搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。

運転フローチャート

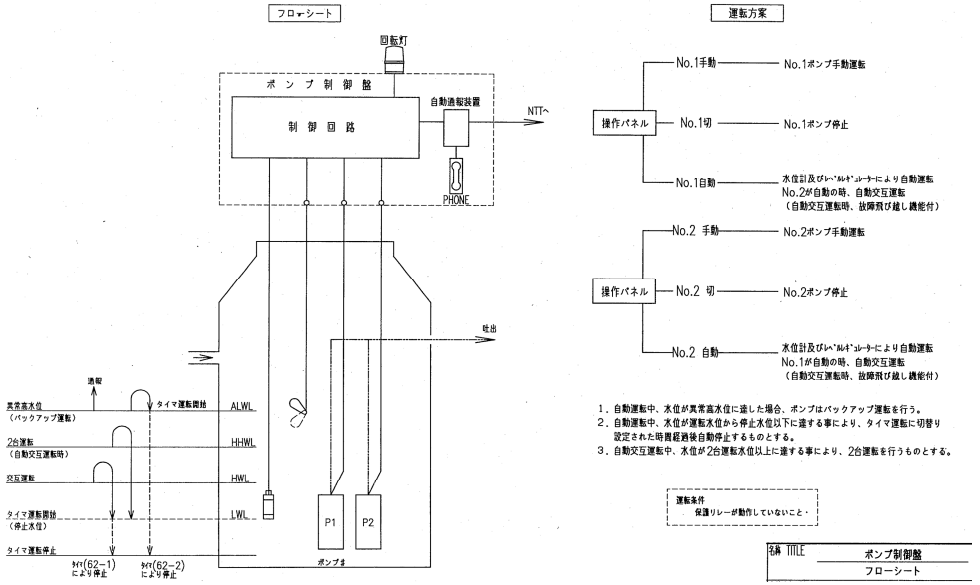

工事看板

（別紙）「表示板の記載例」

【道路工事現場における記載例】

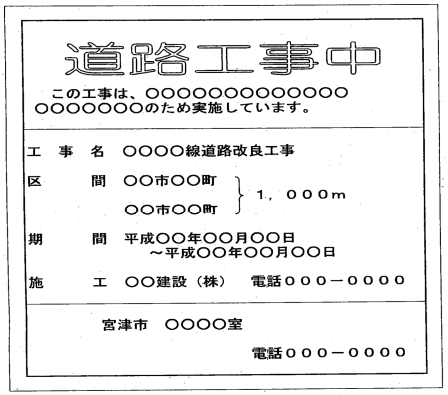

【道路以外の工事現場における記載例】